

資料 1 動物の飼養保管の実態

		動物の種類及び数 (平均飼養数)	立地	総施設数・施設の 規模(平均床面積等)	平均飼 養者数	飼養施設の立地 等に係る規制	
家庭動物	犬	約 1.1 頭	住宅地等	約 1,000 万世帯	約 2.7 人 (平均世 帯人員 数)	危険動物の飼養 許可、化製場法、 都市計画法、建築 基準法	
	ねこ	約 1.4 頭		約 500 万世帯			
	鳥類	-		約 100 万世帯 約 94 m ² (戸建)			
展示動物	動物園 動物	哺乳類 38 頭、鳥類 45 羽、爬虫類 11 匹、両生類・魚類 等	郊外等	929 施設 約 27ha (敷地面積)	20 人	動物取扱業の届 出、化製場法、都 市計画法、建築基 準法	
	販売動 物	犬 27 頭、ねこ 10 頭、鳥類 137 羽、 爬虫類 58 匹、両生 類・魚類等	住宅地～ 商業地等	10,568 施設 約 400 m ²	3 人	動物取扱業の届 出、化製場法、都 市計画法、建築基 準法	
実験動物		マウス約 6000 匹、 ラット約 2600 匹、 モルモット約 340 匹 ハムスター約 57 匹 ウサギ約 187 匹、 犬 17 頭、ねこ 1 頭、 鳥類 19 羽、霊長類 等	住宅地～ 郊外等	約 1,000 施設 約 5,000 m ²		化製場法、都市計 画法、建築基準法	
畜産動物	搾乳牛	約 39 頭	郊外～農 村部等	約 1,800a 約 3 万戸	約 3 人	化製場法、都市計 画法、建築基準 法、農地法、農業 振興地域の整備 に関する法律、水 質汚濁防止法	
	肥 育 牛	乳 用		約 121 頭	約 240a 約 8 千戸		約 2 人
		肉 用		約 81 頭	約 360a 約 9 万戸		約 2 人
	豚	約 740 頭		約 170a 約 9 千戸	約 2 人		
	肉用鶏	約 15 万羽		約 60a 約 3 千戸	約 3 人		
	採卵鶏	約 1 万 4 千羽		約 150a 約 4 千戸	約 2 人		

●用途地域内の建築物の用途制限 (法第48条・別表第2)

建築物の用途		用途地域の種類
住居系	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	
	兼用住宅のうち店舗・事務所等が一定規模以下のもの (p.144参照、令130条の3)	
公益施設系	神社・寺院・教会等	
	巡査派出所、公衆電話所等	
	保育所、公衆浴場、診療所	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	
	大学、高等専門学校、専修学校等	
	図書館、博物館等	
	病院	
商業系	店舗・飲食店等	床面積の合計が150㎡以下の一定のもの (p.144参照、令130条の5の2)
		〃 500㎡以下の一定のもの (p.145参照、令130条の5の3)
		上記以外の物品販売業を営む物品販売店舗・飲食店
	上記以外の事務所等	
	ボーリング場、スケート場、水泳場等	
	ホテル、旅館	
	自動車教習所、畜舎 (床面積の合計が15㎡以上のもの)	
	マーチャン屋、ばちんこ屋、射的場、競馬投票券売場等	
	カラオケボックス等	
	自動車庫庫	2階以下、かつ床面積の合計が300㎡以下のもの
		3階以上、又は床面積の合計が300㎡超のもの (一定規模以下の付属車庫等を除く)
	営業用倉庫	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	客席部分の床面積が200㎡未満のもの
		〃 200㎡以上のもの
料理店、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等		
個室付浴場業に係る公衆浴場等		
工業系	工場 (p.146参照)	作業場の床面積の合計が50㎡以下、かつ危険性・環境悪化のおそれが非常に少ないもの (工場D.p.150参照)
		〃 150㎡以下、かつ 〃 おそれが少ないもの (工場C.p.149参照)
		〃 150㎡超、又は 〃 おそれがやや多いもの (工場B.p.147参照)
		危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるもの (工場A.p.146参照)
	自動車修理工場	作業場の床面積の合計が150㎡以下のもの
		〃 300㎡以下のもの
	日刊新聞の印刷所	
	火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理施設 (p.155参照)	量が非常に少ないもの (例、ガソリン等1000ℓ以下、灯油等5000ℓ以下)
		量が少ないもの (例、ガソリン等2000ℓ以下、灯油等10000ℓ以下)
		量がやや多いもの (例、ガソリン等10000ℓ以下、灯油等50000ℓ以下)
量が多いもの (無制限)		
特殊建築物	卸売市場・と畜場・火葬場・処理施設 (p.158参照)	

- (1) 一定規模以下のものに限り建築することができる (3) 該当用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限る。
 (2) 当該用途に供する部分が2階以下、かつ、1500㎡以下の場合に限る。 (4) 物品販売店舗及び飲食店は禁止されている。

第1種 低層住居 専用地域	第2種 低層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	第2種 中高層住居 専用地域	第1種 住居地域	第2種 住居地域	準住居 地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業 地域	工業地域	工業専用 地域
(1)	(1)										
											(4)
											(4)
			(2)	(3)							
			(2)	(3)							
				(3)							
				(3)							
				(3)							
			(2)	(3)							
			(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)

(5) 都市計画による位置の決定等の手続きが必要である。 □ 建てられる用途 ■ 建てられない用途

出典：高木任之、イラストレーション建築基準法、学芸出版社

家庭動物



展示動物



動物販売業



畜産動物



実験動物

